

津市監査委員告示第10号

平成20年9月17日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同年11月10日に下記のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成20年11月12日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 前 田 勝 彦
同 大 野 寛
同 山 中 利 之

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成20年9月17日に受理した。

2 請求人

吉田 幸男（三重県津市）

上記代理人（弁護士）出口 崇（三重県津市）

3 請求の概要

本件監査請求書及びその添付された事実証明書並びに法第242条第6項に基づく請求人（代理人を含む。以下同じ。）の陳述（平成20年10月8日（水）午後1時）の内容から、本件監査請求の概要是、次のとおりであると理解した。

（1）請求の要旨

請求の要旨は、次のとおりである。

ア 違法かつ不当な財務会計行為

津市長松田直久（以下「市長」という。）及び合併前の芸濃町長横山雅宏（以下「旧芸濃町長」という。）らによる、旧芸濃町幼稚園・保育園一元化総合施設（以下「本件幼保総合施設」という。）の建設に係る次の公金の支出に関する財務会計行為（以下「本件財務会計行為」という。）は、公益性が認められないので、違法かつ不当な財務会計行為に当たる。

(ア) 平成17年度芸濃町幼稚園・保育園一元化施設設計業務委託契約
(以下「本件施設設計業務委託契約」という。)に基づく委託料
1,837万5,000円

(イ) 芸濃町旧福祉センター解体処分工事設計業務契約(以下「本件解体工事設計業務委託契約」という。)に基づく委託料63万円

(ウ) 平成17年度町単独事業芸濃町旧福祉センター解体処分工事請負契約(以下「本件解体工事請負契約」という。)に基づく請負代金1,849万5,660円(工事変更請負契約に基づく減額後の額)

イ 相当の確実さをもって予測される違法かつ不当な財務会計行為
本件幼保総合施設の建設は、公益性が認められないで、今後相当の確実さをもって予測される本件幼保総合施設の建設に係る再度の設計業務委託契約の締結等一切の財務会計行為は、違法かつ不当な財務会計行為に当たる。

(2) 違法かつ不当とする主張

旧芸濃町長は、本件幼保総合施設の建設を計画し、その財政負担を合併後の津市に負わせることを意図して、合併期日(平成18年1月1日)を目前に控えた時期に、本件幼保総合施設建設のための本件施設設計業務委託契約、本件解体工事設計業務委託契約及び本件解体工事請負契約を締結し、旧芸濃町長及び市長は、これらを履行したところ、本件幼保総合施設の建設は実現しておらず、このことは、幼稚園、保育園に係る国の所管省がそれぞれ異なることから、当初から予見できたものであり、一方、本件幼保総合施設の用地を確保するために解体された旧芸濃町福祉センターについては、その廃止に際し、利用者に高齢者がいたことなど、大多数の住民が強く反対したという経緯がある。

これらの経緯に照らし、本件幼保総合施設の設計、建設及び旧芸濃町福祉センターの解体は、住民にとって不必要的公益性のないものであり、旧芸濃町長及びその当時の補助職員並びに市長及びその補助職員による本件財務会計行為は、違法かつ不当な財務会計行為に当たり、今後相当の確実さをもって予測される本件幼保総合施設の建設に係る再度の設計業務委託契約の締結等一切の財務会計行為も、違法かつ不当な財務会計行為に当たる。

(3) 本件財務会計行為に係る監査請求の期間制限に係る主張

本件監査請求は、本件財務会計行為のあった日からいずれも1年を経過した後、行ったものであるが、それには「正当な理由」(法第242条第2項ただし書)がある。

まず、旧芸濃町による本件幼保総合施設の建設計画を引き継いだ津市は、本件施設設計業務委託契約の成果品たる設計図面（以下「本件設計図面」という。）を活用し、本件幼保総合施設の建設用地を速やかに探すなどしていれば、違法かつ不当な本件財務会計行為による損害の拡大を防止することは不可能ではなかったのであり、請求人をはじめ、注意深い住民であっても、津市の対応、幼稚園・保育園の連携施設に係る国の立法動向をある程度見定めなければ、本件監査請求を行うことはできなかつたのである。

さらに、本件設計図面は、本件施設設計業務委託契約の締結（平成17年8月18日）後、既に3年を経過してその基礎事情が変わることとなり、平成20年8月18日頃には、もはや使用できないことが確定した。したがって、本件財務会計行為に係る支出は、同日頃をもって完全に無駄な支出となったのであり、本件監査請求は、同日頃から約1か月という「相当な期間」内において行ったものであるから、正当な理由があるものである。

（4）市が被った損害等

市は、違法かつ不当な本件財務会計行為に係る支出の合計額3,750万660円相当の損害を被った。

さらに、市は、今後相当の確実さをもって予測される本件幼保総合施設の建設に係る財務会計行為により損害を被るおそれがある。

（5）求める措置の内容

監査委員は、次のとおり勧告するよう、請求するものである。

ア 違法かつ不当な本件財務会計行為による損害の補填のための措置

市長に対し、市が被った損害3,750万660円相当について、市長である松田直久及び旧芸濃町長であった横山雅宏に連帶して補填させるため、必要な措置を講ずること。

イ 違法かつ不当な財務会計行為の防止のための措置

市長及びその補助職員に対し、今後相当の確実さをもって予測される本件幼保総合施設の建設に係る再度の設計業務委託契約の締結等一切の財務会計行為について、これを行わないよう、必要な措置を講ずること。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は「本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か」とした。

2 監査の手続

監査の手続については、本件監査請求書及びその添付された事実証明書並びに請求人の陳述の内容のほか、公表されている諸計画等の資料を入手した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件財務会計行為に係る事実について

本件財務会計行為に係る事実は、次のとおりである。

ア 本件施設設計業務委託契約に係る事実

旧芸濃町長は、平成17年8月18日付けで本件施設設計業務委託契約（委託料1,837万5,000円）を締結した。

合併後、教育委員会事務局教育総務課長（当時。以下同じ。）は、平成18年3月3日付けで本件施設設計業務委託契約に基づく委託料の「支出命令書」を決裁し、副収入役（当時）は、当該支出命令に係る支払の決定を決裁して、同月14日に当該委託料1,837万5,000円は支出された。

イ 本件解体工事設計業務委託契約に係る事実

旧芸濃町長は、平成17年12月1日付けで本件解体工事設計業務委託契約（委託料63万円）を締結し、平成17年12月20日付けで本件解体工事設計業務委託契約に基づく委託料の「支出負担行為決議書兼支出命令書」を決裁し、旧芸濃町収入役（当時）は、当該支出命令に係る支払の決定を決裁して、同月27日に当該委託料63万円は支出された。

ウ 本件解体工事請負契約に係る事実

旧芸濃町長は、平成17年12月20日付けで本件解体工事請負契約（請負代金2,310万円）を締結し、合併後、市長は、平成18年3月7日付けで工事変更請負契約を締結し、請負代金のうち460万4,340円を減額した。

その後、芸濃総合支所副総合支所長（当時）は、平成18年4月7日付けで本件解体工事請負契約に基づく請負代金の「支出命令書」を

決裁し、収入役（当時）は、当該支出命令に係る支払の決定を決裁して、同月18日に当該請負代金1,849万5,660円は支出された。

(2) 今後予測される本件幼保総合施設の建設計画に係る事実について

現に効力を有する合併前の10市町村が策定した津地区次世代育成支援行動計画（平成17年度から平成26年度まで）における施設の内容には、本件幼保総合施設の具体的な整備の方針又はその計画を示すものではなく、平成18年第3回津市議会定例会決算特別委員会において、本件幼保総合施設の整備方針に係る質問に対し「明確な新市において方向性が見出しておらない、今後それを検討していく」（教育総務課長）と答弁がなされている。そして、津市総合計画の前期基本計画（平成20年度から平成24年度まで）における目標別計画では「幼稚園・小中学校在り方検討委員会での検討結果をもとに、（略）幼保一元化の方向を目指す検討も進めてまいります」といった方向性が示されるのみで、重点プログラムを見ても、本件幼保総合施設の整備の方針又はその計画を示すものはない。

2 結論

本件監査請求は、適法な監査請求であると認めることができないと判断した。

3 結論に至った理由

結論に至った理由は、次のとおりである。

(1) 本件財務会計行為に係る監査請求期間について

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長、職員等による違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不正に公金の賦課等を怠る事実があると認めるときは、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものであるが、違法又は不当な財務会計行為については、同条第2項本文は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」と定めており、このような期間制限は、財務会計行為がたとえ違法なものであるとしても、期限なく監査請求及び住民訴訟の対象となり得るものとしておくことは、

行政の法的安定性を損ない好ましくないという見地に立ったものと解される。

そうすると、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、監査請求をすることができるとする同項ただし書にいう「正当な理由」もその趣旨に即して解するべきであり、結局のところ「正当な理由」が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合等に限られ、その上で、特段の事情がない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時点から「相当の期間」内に監査請求をしたか否かによって判断すべきと解するのが相当である。

確認した事実の概要によると、本件財務会計行為のあった最も遅い日は、本件解体工事請負契約に係る請負代金の支出日である平成18年4月18日であることから、本件監査請求は、本件財務会計行為のあった日からいずれも1年を経過した後なされたものであるが、請求人は「正当な理由」があると主張しており、監査請求の期間制限の趣旨のもと、この点について判断する。

まず、本件財務会計行為の秘匿性について見ると、本件財務会計行為は、財務関係法規の定めるところにより公然と行われたものであり、その支出の過程において秘密裡に行われたという事実は認められない上、本件監査請求書に添付された平成19年2月3日付け朝日新聞の記事によると、本件財務会計行為に係る時期及び契約金額を伝えるとともに、合併後の津市で「設計書などが役立つ可能性は低い」と論評し、本市の政策課等（当時）が、本件幼保総合施設の設計の一部に「必要不可欠ではない設備」があることや「設計をやり直す可能性もある」といった見解を示したことを報道している事実に照らし、遅くとも当該報道があった平成19年2月3日頃には、本件財務会計行為が違法又は不当であるという疑念を持つに足る程度に本件財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解され、同日頃をもって、本市の市民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて「当該行為を知ることができた」と解するのが相当である。

そして、同日を基準とした場合、本件監査請求があった日は、同日から1年7か月以上経過しており、「津市の対応、幼稚園・保育園の連携施設に係る国の立法動向をある程度見定めなければ、本件監査請求を行うことはできなかった」という主張は、一般的に監査請求をすべきか否か

の判断を困難にする事情とは認められないことから、期間経過を正当化すべき特段の事情として是認し得ないものであり、監査請求書及びその事実証明書の作成に要する日数を考慮すると、本件監査請求は相当な期間内になされたものと認めることはできないと判断したものである。

この判断は、請求人が加えて主張する、本件設計図面が平成20年8月18日頃に使用不可能になったという事実の存否に左右されるものではなく、その点について判断するまでもない。

以上の理由から、本件財務会計行為に係る本件監査請求は、法第242条第2項に定める期間を経過してなされたものとして、不適法たる評価を免れないものと判断した。

(2) 監査請求の対象となる相当の確実さをもって予測される財務会計行為について

法第242条第1項に基づく監査請求は、地方公共団体の長等による違法又は不当な財務会計行為がなされることが「相当の確実さをもって予測される場合」においても、当該行為を防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるものであるが、「相当の確実さをもって予測される場合」とは、単に当該行為がなされる可能性が漫然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもつて客観的に推測し得る程度に具体性を備えている場合をいうものと解するのが相当である。

この趣旨のもと、本件監査請求について判断すると、本件施設設計業務委託契約に基づく委託料等は、旧芸濃町長が締結した契約の履行として、本市が支出したものであるが、確認した事実の概要で示したとおり、現在のところ、本件幼保総合施設の具体的な整備方針又はその計画を示すには至っていないことが認められ、そのような状況においては、請求人が主張する「本件幼保総合施設に係る再度の設計業務委託契約」等に係る財務会計行為がなされる可能性が漫然と存在するというに止まるのであり、当該財務会計行為について相当程度の客観的かつ具体的可能性があると認めるに足らず、相当の確実さをもって予測される場合には当たらないと解するのが相当である。

以上の理由から、相当の確実さをもって予測されるとする違法かつ不当な財務会計行為に係る本件監査請求は、法第242条第1項に定める監査請求の対象要件を欠き、不適法たる評価を免れないものと判断した。

以上